

再犯防止に向けた矯正処遇等の充実(施設内処遇)

再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)を踏まえた矯正施設における取組み

◎ 対象者の特性に応じた指導・支援の強化(重点施策)

少年・若年者等に対する指導支援の強化

少年施設における矯正教育等の充実強化

○ 薬物事犯少年に対する指導体制の充実強化

重点施設4庁において薬物問題指導プログラムを実施するとともに、職員の育成を図るため、指導職員育成用DVDを作成する。

○ 少年院における被害者の視点を取り入れた教育の充実強化

「被害者の視点を取り入れた教育検討会」を開催し、少年院在院者と被害者との関係の調整・修復に係る専門的なプログラムを策定する。

○ 少年院における福祉的支援の充実・強化

既配置の少年院7庁の社会福祉士・精神保健福祉士の勤務時間を拡大するとともに、新たに少年院3庁に社会福祉士を配置する。

○ 学力査定体制の整備

少年鑑別所における学力査定及び少年院における処遇効果の検証のため、統一的な学力査定ツールを開発する。

○ 性非行少年に対する指導体制の充実強化

重点施設2庁において、性非行の専門的な指導プログラムを実施する。

○ 少年院における各種矯正教育の充実

非行の要因に着目した標準的プログラムの策定を検討するとともに、多摩少年院に矯正教育効果検証体制を整備する。

○ 観護処遇(育成的処遇)の充実

少年鑑別所の被収容少年の健全育成に資するため、学習支援機器及び総合的学習教材を整備する。

○ 保護関係機関との連携体制の充実強化

矯正管区及び少年院と保護観察所との間において、テレビ遠隔通信システムによるケース検討・保護調整を実施できる環境を構築する。

高齢者等に対する指導及び支援

高齢受刑者の円滑な社会復帰を実現するため、社会生活講座開催のための講師招へい及び健康運動士による体力・身体機能低下防止のための指導を実施する。

薬物依存、性犯罪、暴力団等各種の問題を抱える者への指導及び支援

○ 薬物事犯受刑者に対する処遇体制の充実強化

長野刑務所を男子パイロット施設として、高度な内容の指導を試行する等。

○ 飲酒の問題を有する受刑者に対する処遇の実施

刑事施設2庁をパイロット施設として、アルコール依存回復プログラムを試行する。

○ 性犯罪再犯防止指導の充実

動機付けを高めるプログラムの導入、処遇カウンセラーの増配置を実施する。

○ 暴力事犯者に対する処遇体制の充実強化

刑事施設4庁をパイロット施設として、暴力防止プログラムを試行する。

成人用リスクアセスメントツール(仮称)の開発

府中刑務所及び全国8か所の調査センター職員並びに外部有識者を招へいして、成人用一般リスクアセスメントツール(仮称)の開発会議を実施する。

◎ 社会における「居場所」と「出番」を作るための各種処遇の充実強化(重点施策)

就労の確保

雇用ニーズに応じた職業訓練の充実・拡大(協力雇用主等の民間企業からの雇用ニーズ調査結果に基づく)

- 情報処理技術科職業訓練の充実～情報処理技術科(事務処理技能養成課程)の実施施設4庁に「ITパスポート」試験に対応するシステムインフラ整備
- 基本的社会スキルを習得する職業訓練の開設～パソコン初歩的スキル習得のためのビジネススキル科(パソコン基礎)を新規8庁開設
- 建設く体工事科の拡大～雇用ニーズに応じ、玉掛け技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習を資格取得させる「建設く体工事科」を新規2庁開設
- フォークリフト運転科の拡大～雇用ニーズに応じ、フォークリフト運転技能資格を取得させる「フォークリフト運転科」を新規4庁開設

○ 就農支援体制の整備

出所後の就農を支援するため、北海道の刑事施設3庁(旭川刑務所、札幌刑務所及び網走刑務所)において、就農支援体制を整備する。



○ 作業専門官技能向上研修の実施

受刑者に対する就労支援指導を効果的に行うことを目的に、作業専門官に対し、職業訓練指導員研修を受講させ、職業訓練の指導能力の向上を図る。
(年間5人)



○ 需要に応じた洋裁作業の拡充

被服関係の特別需要に対応し、受刑者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させることができる洋裁作業を2庁で拡充する。

○ フォークリフトの更新整備

刑務作業に必要なフォークリフトについて、耐用年数の経過による老朽化が著しい機器を更新する。

○ 刑事施設就労支援スタッフの配置拡大

就労支援スタッフの未配置庁12庁(医療刑務所4庁、拘置所8庁)に配置を拡大する。

○ 少年施設就労支援体制の充実

湖南学院に就労支援スタッフを配置する等して、社会復帰支援体制を整備する。

犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施

- 被害者の視点を取り入れた教育の充実強化
「被害者の視点を取り入れた教育」に対する被収容者の動機付け及び生命への意識を高め、犯罪被害者団体と被収容者が双方向に関わることを可能とするため・・・



全国の刑務所及び少年院において、「生命のメッセージ展」を開催する。

満期釈放者等に対する支援の充実強化

○ 満期釈放受刑者に対する指導体制の充実・強化

釈放前指導充実化研修を実施するとともに、ワークブック・視聴覚教材・釈放時ハンドブックを作成する。

○ 少年鑑別所における地域支援業務の積極的推進

少年鑑別所において、地域の関係機関等との連携及び専門機関としての相談業務等を積極的に推進するための体制を整備する。